

令和7年度

神河町看護師修学資金貸与制度募集要項

本制度は、将来公立神崎総合病院の看護師として従事しようとする看護学生に対して、神河町が修学金を貸与する制度です。

～募 集 期 間～

令和7年4月1日（火）～6月30日（月）

（募集期間中に募集人員に達しない場合は、以降、年度内について受付します）

申 請 方 法 等

1 応募資格

次の2つの条件を満たす必要があります。

- ① 看護師養成のための大学、専門学校等に在学していること。（通信制及び高等学校の高校課程を除く。）
- ② 将来、公立神崎総合病院において、看護師として勤務しようとする意思があること。

2 募集人員 2名以内

3 貸与額 50,000円／月

4 貸与する期間及び貸与方法

- ③ 貸与期間は、貸与決定の月から看護師養成所を卒業するまでです。
- ④ 修学資金は、毎月貸与します。（口座振替の方法によって貸与します。）
※貸与金は、令和7年4月分から貸与します。
したがって、貸与期間の始期も同月からとなります。

5 貸与者の決定

申請書類及び面接による審査により貸与者を決定し、その結果を申請者に文書

で通知します。

面接の詳細は、申請者あて別途通知します。

6 応募方法及び募集期間

(1) 申請書類の提出

次の書類を「7 応募先」あてに持参又は郵送して提出してください。

① 看護師修学資金貸与申請書（様式第1号）

申請には、2人の連帯保証人が必要です。連帯保証人は、独立した生計を営む身元の確実な成年者であることが必要です。また、申請者が未成年者であるときは、連帯保証人のうちの1人は、法定代理人である必要があります。

② 履歴書

③ 看護師養成所の在学証明書

④ 健康診断書（発行日から3か月以内のもの）

※ 申請者は、本書及び「神河町看護師修学資金貸与制度のしおり」を読み、制度を確認してください。

※ 申請書類は、下記アドレスからダウンロードできます。

<http://www.kanzaki-hp.jp/>

(2) 募集期間

令和7年4月1日（火）～6月30日（月）

7 応募先・問合せ先

公立神崎総合病院 総務課

〒679-2493 兵庫県神崎郡神河町栗賀町 385 番地

TEL：0790-32-2488（直通）

FAX：0790-32-2176

※直接持参の場合 募集期間内の月～金曜日 8：30～17：15 まで

※郵送の場合 簡易書留又は特定記録で郵送してください。（最終日の消印まで有効）

修学資金の返還免除

貸与期間終了後、修学生が次の（1）、（2）のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務が免除になります。

(1) 業務従事期間の満了による場合【全額免除】

① 看護師養成施設を卒業後、公立神崎総合病院において修学資金の貸与を受け

た期間（貸与を受けた期間が3年未満の場合は、3年間）、看護師の業務に従事すること。

（2）業務の継続が困難であると認められる場合【全額免除】

公立神崎総合病院において看護師の業務に従事する期間中に、業務上の理由により死亡したとき、また、業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還の債務が免除されます。

返還免除要件を満たし、返還免除を受けようとする場合は、速やかに修学資金返還免除申請書及び関係書類を提出する必要があります。

返 還 の 猶 予 に つ い て

返還免除要件に該当しないかぎり、修学資金を返還する必要がありますが、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合は、必要な手続きを行えば、当該事由が継続している期間、修学資金の返還債務を猶予することができます。

返還免除・猶予の要件に該当しない場合は、貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければなりません。

（1）返還しなければならない場合

- ① 修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- ② 業務外の事由により死亡したとき。（申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります。）
- ③ 看護師養成所卒業後、看護師免許を取得し、直ちに公立神崎総合病院に勤務しなかったとき。
- ④ 公立神崎総合病院で看護師として勤務した期間が、修学資金の貸与を受けた期間（貸与を受けた期間が3年未満の場合は、3年間）に満たなかったとき。

（2）返還額

- ① 公立神崎総合病院に勤務することがなかった場合は、返還額は、貸与を受けた修学資金の全額です。
- ② 公立神崎総合病院での勤務期間が勤務すべき期間に満たなかった場合は、貸与を受けた修学資金の金額を勤務すべき期間の月数で除し、これに勤務した月数を控除した月数を乗じて得た金額となります。

（3）返還期日

返還事由が発生したときは、その翌月から3か月以内に返還額全額を返還しなければなりません。

(4) 延滞利息

正当な理由なく、返還額を返還期日までに返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年14.6%の延滞利息を支払わなければなりません。

注 意 事 項

- ① 申請者は、本書及び「神河町看護師修学資金貸与制度のしおり」を読み、制度を確認してください。
- ② 申請書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、遺漏のないよう正確に記入してください。
- ③ 添付書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することがありますので注意してください。
- ④ 申請書類は、採用の可否に関わらず返却いたしませんので、ご了承ください。

応募先・問合せ先

公立神崎総合病院 総務課

〒679-2493

兵庫県神崎郡神河町栗賀町 385 番地

TEL : 0790-32-2488 (直通)

FAX : 0790-32-2176

E-mail: soumuka1@kanzaki-hp.jp